

特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金)

○支給額 ＜平成27年4月30日までの雇入れについて適用＞

本助成金は、対象労働者の類型と企業規模に応じて1人あたり下表の支給額のとおりです。

対象労働者		支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
短時間労働者以外の者	[1]高年齢者(60歳以上65歳未満)、 母子家庭の母等	90万円 (50万円)	1年 (1年)	45万円 × 2期 (25万円 × 2期)
	[2]重度障害者等を除く身体・知的 障害者	135万円 (50万円)	1年6か月 (1年)	45万円 × 3期 (25万円 × 2期)
	[3]重度障害者等(※1)	240万円 (100万円)	2年 (1年6か月)	60万円 × 4期 (33万円※ × 3期) ※第3期の支給額は34万円
短時間労働者(※2)	[4] 高年齢者(60歳以上65歳満)、 母子家庭の母等	60万円 (30万円)	1年 (1年)	30万円 × 2期 (15万円 × 2期)
	[5]重度障害者等を含む身体・知 的・精神障害者	90万円 (30万円)	1年6か月 (1年)	30万円 × 3期 (15万円 × 2期)

注;()内は中小企業事業主以外に対する支給額および助成対象期間です。

※1 「重度障害者等」とは、重度の身体・知的障害者、45歳以上の身体・知的障害者及び精神障害者をいいます。

※2 「短時間労働者」とは、一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満である者をいいます。

- ・ただし、支給対象期ごとの支給額は、支給対象期中に対象労働者に対して支払った賃金額を上限とします。
- ・雇入れ事業主が、対象労働者について最低賃金法第7条の最低賃金の減額の特例の許可を受けている場合は、支給対象期について対象労働者に対して支払った賃金に次の助成率を乗じた額(表の支給対象期ごとの支給額を上限とする)となります。
 - ・対象労働者が重度障害者等以外の者の場合 1/3(中小企業事業主以外1/4)
 - ・対象労働者が重度障害者等の場合 1/2(中小企業事業主以外1/3)